

旧資金運用部資金
旧簡易生命保険・公営企業金融公庫資金 } 補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

注 にレを付けること。

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：日高川町簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和28年1月1日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	日高川町	職員数 (H20. 4. 1現在)	5
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記入すること。

2 財政指標等

資本費	142.43 (H18年度)	公営企業債現在高 (百万円)	2,683 (H19年度)
累積欠損金 (百万円)	(年度)	利益剰余金又は積立金 (百万円)	104 (H19年度)
不良債務 (百万円)	(年度)	財政力指数	0.239 (H19年度)
資金不足比率 (%)	0 (H19年度)	実質公債費比率 (%)	23.9 (H19年度)
		経常収支比率 (%)	92.0 (H18年度)

注1 資本費については、平成17年度又は平成18年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成18年度又は平成19年度の数値を、経常収支比率については、平成17年度又は平成18年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合はその構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記入すること。）。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
[合併期日：平成17年5月1日 合併前市町村：川辺町・中津村・美山村] 長期的・安定的な水の供給のため、現有水源の保全と新たな水源の確保、簡易水道施設及び飲料水供給施設の計画的な統合や整備充実を図る。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	日高川町簡易水道事業経営健全化計画
計画期間	平成20年度～平成24年度
計画策定責任者	日高川町長 笹 朝一
既存計画との関係	公営企業経営健全化計画（平成19年度～平成28年度）
公表の方法等	町HPへ掲載するほか（21年3月掲載予定）、会期中（21年3月）の議員全員協議会を通じ説明を行う
基本方針	衛生・安全面等を考慮し、安全な水の確保に取り組むことで、生活の向上と地域の活性化を図るとともに、維持管理費、修繕費等を出来る限り抑制するなど、あらゆる歳出削減に努め、経営の効率化を図る。

注 計画期間については、原則として平成20年度から24年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	70.0	64.1	0	134.1
	補償金免除額	15.0	19.7	0	34.7
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合には「旧資金運用部資金」欄を空欄とし、旧資金運用部資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合には「旧簡易生命保険資金」欄及び「公営企業金融公庫資金」欄は、それぞれ平成20年度に承認された公営企業経営健全化計画に計上された額を参考値として()書きで記入すること(以下、6において同じ。)

2 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

3 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること。

6 平成20年度以降各期における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	簡易水道事業	69997	64083	8030	142110
合 計 (A)		69997	64083	8030	142110
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		69997	64083	8030	142110

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

3 「上記のうち一般会計負担分」は、繰出基準等に基づく公営企業債に対する一般会計繰出金を記入する趣旨ではないこと。従って、例えば、下水道事業において一般会計が負担する雨水処理に係るもの等は含まないものであること。

財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	<p>本町は、平成17年5月に川辺町、中津村、美山村の3町村が合併し誕生した、人口1万1千人余の過疎地域である。合併以前より旧3町村それぞれにおいて簡易水道事業を運営しており、地域ごと、施設ごとに料金収入額等に差があるのが現状である。給水人口は約9500人の規模であるが、中津地域、川辺地域において順次統合整備を行っている最中で、今後増加する見込である。集落が点在し、広大な面積を有する本町は事業費も嵩み、また毎年の統合事業による起債発行が続く中で、企業債残高が毎年増加し、それに伴い一般会計からの繰入金が増加傾向にある。</p>	
経営課題	課 題	維持管理経費の節減合理化
	<p>現在ある水道事務所については、老朽化が激しく、役場から離れた場所に位置していることから様々な支障が出ている。これらを解消するために集中管理システムを導入するなどにより光熱水費等の抑制や設備にかかる管理費用を節減合理化する。</p>	
	課 題	料金の適正化
	<p>合併以前の旧町村の異なったままの料金体系を続けていたが、平成20年度に統一を行ったところ。今後の整備計画や維持管理費等を十分検討し、将来的な料金の値上げを含めた中で、経営健全化に向けた適正な料金体系の確立に努める。</p>	
	課 題	
課 題		
課 題		
留意事項		

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（法非適用企業）

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

区 分		年 度	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)	
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	180	175	186	185	192	189	184	188	187	188	
		(1) 営 業 収 益 (B)	122	127	132	131	135	136	137	141	141	142	
		ア 料 金 収 入	122	127	132	131	135	136	137	141	141	142	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ウ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 営 業 外 収 益	58	48	54	54	57	53	47	47	46	46	
		ア 他 会 計 繰 入 金	52	43	43	44	44	43	37	37	36	36	
	イ そ の 他	6	5	11	10	13	10	10	10	10	10		
	収益的 支出	2 総 費 用 (D)	150	137	151	158	157	160	158	162	162	161	162
		(1) 営 業 費 用	91	80	94	100	96	96	88	88	87	87	
		ア 職 員 給 与 費	43	36	44	40	40	40	34	34	34	34	
		ウ ち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		イ そ の 他	48	44	50	60	56	56	54	54	53	53	
		(2) 営 業 外 費 用	59	57	57	58	61	64	70	74	74	75	
ア 支 払 利 息		59	57	57	58	61	64	70	74	74	75		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	30	38	35	27	35	29	26	26	26	26	26		
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	96	356	413	540	466	488	440	335	335	152	
		(1) 地 方 債	20	145	175	273	235	277	230	162	162	50	
		(2) 他 会 計 補 助 金	48	67	90	97	102	94	93	93	93	90	
		(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	0	99	99	157	121	105	105	68	68	0	
		(6) 工 事 負 担 金	20	43	32	9	8	12	12	12	12	12	
		(7) そ の 他	8	2	17	4	0	0	0	0	0	0	
	資本的 支出	2 資 本 的 支 出 (G)	123	381	434	566	502	517	466	361	361	178	
		(1) 建 設 改 良 費	50	299	328	451	385	403	354	254	252	62	
		ウ ち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	73	82	106	115	117	114	112	107	109	116	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-27	-25	-21	-26	-36	-29	-26	-26	-26	-26	-26		

(単位:百万円,%)

区 分	年 度					平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	3	13	14	1	-1	0	0	0	0	0
積 立 金 (K)	0	16	9	0	0	0	0	0	0	0
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	20	17	0	8	9	0	0	0	0	0
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	23	14	5	9	8	0	0	0	0	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支 黒 字 (P)	23	14	5	9	8	0	0	0	0	0
(N)-(O) 赤 字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	80.7%	79.9%	72.4%	67.8%	70.1%	69.0%	68.1%	69.9%	69.3%	67.6%
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	122	127	132	131	135	136	137	141	141	142
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
積 立 金 現 在 高	107	101	107	103	104	104	104	104	104	104
企 業 債 現 在 高	2,334	2343	2397	2555	2683	2846	2964	3017	3068	3002
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	2334	2343	2397	2555	2683	2846	2964	3017	3068	3002
うちその他に係るもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度					平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	52	43	43	44	44	43	37	37	36	36
うち基準内繰入金	35	30	29	30	31	31	32	33	33	33
うち基準外繰入金	17	13	14	14	13	12	5	4	3	3
うち料金収入に計上すべき繰入等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち赤字補てん的なもの	17	13	14	14	13	12	5	4	3	3
資 本 的 収 支 分	48	67	90	97	102	94	93	93	93	90
うち基準内繰入金	31	48	54	73	65	64	63	63	63	63
うち基準外繰入金	17	19	36	24	37	30	30	30	30	27
うち赤字補てん的なもの	17	19	36	24	37	30	30	30	30	27

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率	(%)	77.5	90.3	75.8	77.6	76.1	76.0	78.3	79.4	78.9	78.3	
総収支比率(法適用)	(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
経常収支比率(法適用)	(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
営業収支比率(法適用)	(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	80.7	79.9	72.4	67.8	70.1	69.0	68.1	69.9	69.3	67.6	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	28.9	24.6	23.3	23.5	22.8	22.8	22.6	22.2	21.8	21.6
	うち基準内繰入金	(%)	19.4	17.2	15.9	16.1	16.2	16.4	17.9	18.0	18.1	18.0
	うち基準外繰入金	(%)	9.5	7.4	7.4	7.4	6.6	6.3	4.7	4.1	3.6	3.6
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補てん的なもの	(%)	9.5	7.4	7.4	7.4	6.6	6.3	4.7	4.1	3.6	3.6
	資本的収入分	(%)	50.0	18.8	21.8	18.0	21.9	19.3	21.1	27.8	27.8	59.2
	うち基準内繰入金	(%)	32.3	13.5	13.1	13.6	13.9	13.1	14.3	18.8	18.8	41.4
	うち基準外繰入金	(%)	17.7	5.3	8.7	4.4	8.0	6.1	6.8	9.0	9.0	17.8
	うち赤字補てん的なもの	(%)	17.7	5.3	8.7	4.4	8.0	6.1	6.8	9.0	9.0	17.8

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成20年度に料金を統一したため、改定料金で積算している。今後の水需要については、直近の決算ベースで見込み、22年度から川中簡易水道、24年度から早蘇簡易水道の給水開始による増加を反映させている。
2 他会計繰入金の見込み	繰入基準による繰入(企業債元利償還金の1/2等)のほか、辺地・過疎債元利償還金分については、それぞれ10分の8、10分の7の額を見込んでいる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	H20～23早蘇簡易水道統合整備(総事業費643百万円)、H18～21 川中簡易水道統合整備(総事業費924.8百万円)
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減		
地方公務員の職員数の純減の状況		退職勧奨を促しつつ新規採用を抑制することで、公営企業だけでなく町全体として、職員数の削減を図る。 19年度234人 20年度224人 21年度221人 22年度215人 23年度212人 24年度209人となり、5年間で25人減少する見込である。
給与のあり方		
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方		国公基準により、給与構造の見直し済みである。
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		平成20年度技能労務職の職員数が27人であり、給料表行二を適用している。現在退職不補充とし、将来的には職務転換、業務の見直しを考えている。 給与等の見直しに向けた取組方針を20年3月に策定し、公表済みである。
退職時特昇等退職手当のあり方		行っていない。
福利厚生事業のあり方		職員健康診断に補助している。互助会等への補助は行っていない。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用等		
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		保守点検の徹底によって大きなトラブルを未然に防止し、設備にかかる修繕費用などを必要最小限に抑える。また、集中監視システムの導入に伴う水道事務所の廃止により、光熱水費等の抑制など、維持管理経費の節減に努める。
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用		町職員で維持管理しているのが現状であり、現在のところ全面的な委託等は考えていない。

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保		
料金水準が著しく低い団体にあつて は、コスト等に見合った適正な料金水 準への引き上げに向けた取組		合併後3年間は、旧町村単位での料金体系であったが、平成20年度より料金を統一している。維持管理経費の節減を図りつつ、統合整備を順次実施していく中で未接続世帯への早期接続を促しながら使用料の増収に努める。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入		
経営健全化や財務状況に関する情報 公開		町広報誌、HPを通じて、普通会計とともに公表している。
行政評価の導入		予算に計上された全ての事務事業に関し、各職員が一次評価を行い、町三役において二次評価を行う予定にしている。
5 その他		

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	普通会計を含めた中で職員数の削減を図る。退職勧奨や補充抑制を行っている。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	維持管理経費の節減を図りつつ、統合整備を順次実施していく中で未接続世帯への早期接続を促しながら使用料の増収に努める。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	保守点検の徹底によって大きなトラブルを未然に防止し、設備にかかる修繕費用などを必要最小限に抑える。また、集中監視システムの導入に伴う水道事務所の廃止により、光熱水費等の抑制など、維持管理経費の節減に努める。
4 その他	

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、計画前年度を基準年度として、当該計画期間中の各年度との比較により改善額を算出し計上すること。ただし、当該見直し施策が計画前年度以前(計画前5年間の間に実施したものに限る。)から実施しているものであって、当該見直し施策の改善効果が公営企業経営健全化計画の期間中においても継続するものについては、当該継続する改善額を計画期間中の各年度の改善額に計上して差し支えないこと。</p> <p>5. 4による「改善額」が基準年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内(又は計画前5年間)を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内(又は計画前5年間)を通じた改善額を「計画合計」欄(又は「計画前5年間実績」欄)に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中の「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること(旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する場合には、当該欄の記入は不要であること。ただし、旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する地方公共団体のうち、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還を希望する予定の団体にあっては、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する際には当該資金の補償金免除額を上回る経営改善効果を示す必要があるため、計画策定にあたっては予め留意すること。)。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>
--

繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化) 1												
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	43	36	44	40	40		40	34	34	34	34	
	改善額	0	6	6	6	6	24	6	12	12	12	12	54
	給与水準												
	改善額												
	その他()												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
	職員数(人)	6	5	5	5	5		5	4	4	4	4	
	増減数(人)	0	-1	0	0	0	-1	0	-1	0	0	0	-1
	維持管理費等	48	44	50	60	56		56	54	54	53	53	
	改善額(適正化)	0	4	-6	-10	4	-8	0	2	2	3	3	10
	工事コスト 2												
	改善額(縮減額)												
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	増減												
	企業債現在高	2334	2343	2397	2555	2683		2846	2964	3017	3068	3002	
	増減		9	54	158	128	163	118	53	51	-66		
							計画前5年間改善額 合計						-8
													改善額 合計
													64
													(参考) 補償金免除額
													34.7

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 各年度の「職員数」欄については、地方公営企業決算状況調査表の作成時点(翌年3月31日時点)の職員数を記入すること。

注3 1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 2 「工事コスト」については、「工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)」を記入すること。

注4 改善額の算出方法については、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	9468	9361	9508	9425	9732	9750	9770	10332	10332	10492
年間総有収水量 (千m ³)	1173	1181	1209	1210	1247	1249	1252	1324	1324	1345
公称施設能力 (m ³ /日)	4254	4550	4550	4550	4686	4694	4705	4975	4975	5055
1日最大配水量 (m ³ /日)	5173	5107	5206	5438	5363	5372	5385	5694	5694	5784
最大稼働率 (%)	121.6	112.2	114.4	119.5	114.4	114.4	114.5	114.5	114.5	114.4
供給単価 (円/m ³)	106.17	108.87	109.04	108.60	108.57	108.89	109.42	106.50	106.50	105.60
給水原価 (円/m ³)	215.80	190.04	213.19	225.42	219.58	219.38	220.45	207.70	208.45	211.15

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

【川中簡易水道統合整備】

旧中津地域である当地域では降雨時には原水の濁度が高まるなど、水質水量とも現状では対応が難しい状況があるため、新たな水源及び浄水施設の整備を行い水量の安定と安全な水質の確保を図るものである。

<総事業費> 924.8百万円 <期間> 平成18年度～21年度 <計画給水人口> 610人

【早蘇簡易水道統合整備】

旧川辺地域である当地域では以前より計画的な統合整備を行っているが、今回、松瀬簡易水道の統合を行い、水量の安定と安全な水質の確保を図るものである。

<総事業費> 643百万円 <期間> 平成20年度～23年度 <計画給水人口> 1555人